

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、交通労連関東地方総支部千葉県交通運輸労働組合東洋バス支部から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

平成31年3月18日

2 場所

上記の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別記

- ・東洋バス株式会社本社 千葉市花見川区幕張町4丁目618番地
- ・東洋バス株式会社新山営業所 八千代市村上字新山650番地1
- ・東洋バス株式会社村上案内所 八千代市村上2041番地1
- ・東洋バス株式会社高津案内所 八千代市高津831番地
- ・東洋バス株式会社米本案内所 八千代市米本1359番地